

移動支援従業者資格要件

資 格		障害種別		
		全身性	知的	精神
居宅介護従業者養成研修修了者			○	○
介護員養成研修修了者			○	○
行動援護従業者養成研修修了者			○	○
介護福祉士実務者研修修了者			○	○
介護職員初任者研修			○	○
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○		
移動支援従業者 養成研修	全身性障害者研修課程修了者	○		
	知的障害者研修課程修了者		○	
	精神障害者研修課程修了者			○

- 介護福祉士、看護師及び準看護師は、居宅介護従業者養成研修修了者とみなす。
 ○難病による移動支援対象者の障害種別は支給決定時に個別に判断するものとする。
 また、難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者は、難病による移動支援対象者にのみサービスを提供できることとする。

移動支援従業者資格要件(旧資格)

資 格		従事できる対象者		
		全身性	知的	精神
障害者・児ホームヘルパー養成研修1級課程・2級課程・3級課程修了者及びそれに相当するものと知事が認める研修修了者(平成15年3月31日において)			○	○
介護保険法施行令に基づく訪問介護員養成研修課程修了者			○	○
日常生活支援従業者養成研修課程修了者及びそれに相当するものと知事が認める研修修了者(平成15年3月31日において)		○		
ガイドヘルパー養成研修及びそれに相当するものと知事が認める研修	脳性まひ者等全身性障害者研修課程修了者	○		
	知的障害者研修課程修了者		○	○
精神特別養成研修修了者				○

- 旧資格を持つ者も移動支援の従業者要件をみたすものとする。